

住民福祉課

◆朝倉地区人権啓発情報センターがオープンします ～朝倉地区の人権・同和教育の推進拠点～

同センターは、朝倉地区（朝倉市・筑前町・東峰村）の三市町村が連携して、人権教育・啓発の充実を図っていくとともに、様々な人権問題に関する相談や、企業や市民団体、個人の人権学習支援を行うための拠点施設です。

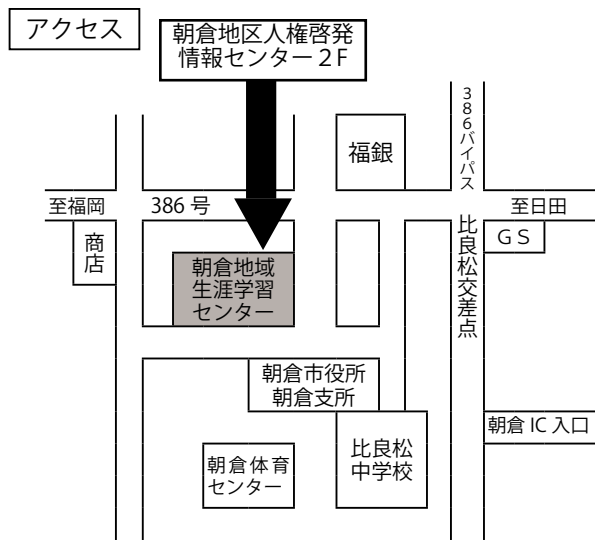
オープニング記念事業のお知らせ

- ◆期日 平成27年4月1日（水）
- ◆場所 朝倉市「朝倉地域生涯学習センター」文化ホール
- ◆内容 記念式典（18:30～18:50）
記念映画上映（19:00～115分）



ドキュメンタリー映画
「月あかりの下で」
ある定時制高校の記憶
かつて学校で夢をつぶされた彼らが、
再びその夢を語る事ができた場所
・・・それは「学校だった。」

2010年制作 入場無料
どなたでもご入場いただけます



◆問合せ先
朝倉市人権・同和対策課 電話 22 - 1111
【4月以降】
「朝倉地区人権啓発情報センター」事務局
朝倉市宮野 1997 番地（朝倉地域生涯学習センター2階）
電話 52 - 1182

※詳しい内容は別紙チラシをご覧ください。

◆平成27年度 手話講座受講生募集

身振りや表情、手話をつかってあなたの想いを伝えよう！

手話奉仕員養成講座～入門編～

- 対象者：朝倉市郡内に在住または通勤通学している方（高校生以上）
- 期 日：5月13日～9月16日まで（毎週水曜日及び偶数月第3金曜日／全21回）
- 時 間：19:00～21:00
- 場 所：ピーポート甘木 視聴覚室
- 定 員：5名
- 参加費：無料（ただしテキスト代自己負担）
- テキスト代：3,240円（入門編・基礎編共通テキスト）
- 申込締切：平成27年3月31日（火）まで
- 申込み先：東峰村役場 住民福祉課（電話 72 - 2311）

お問い合わせ先

東峰村役場小石原庁舎 住民福祉課（電話：74 - 2311）
東峰村役場宝珠山庁舎 総合窓口（電話：72 - 2311）

教育委員会

◆就学援助制度について

東峰村では、経済的な理由により就学が困難な児童生徒に給食費や学用品費の一部を支給する就学援助制度を設けています。援助を希望する方は下記の要領で申請を行ってください。申請は年度ごとに必要です。現在援助を受けている方も、引き続き援助を希望する場合は、必ず申請を行ってください。

詳しくは東峰村教育委員会までお問合せください。

【援助対象となる世帯】

東峰村に住所を有する公立の小中学生の保護者で下記のいずれかに該当する世帯

- I. 前年度または当該年度に
 - ①生活保護の停止または廃止になったが、なお諸学費に困っている世帯
 - ②村民税の非課税及び減免措置を受けている世帯
 - ③国民年金保険料の掛金が全額減免されている世帯
 - ④児童扶養手当の全額支給を受けている世帯
- II. 上記以外で次のいずれかに該当する世帯
 - ①保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる世帯
 - ②PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている世帯
 - ③学用品、通学用品などに不自由しているなど、生活状態が極めて悪いと認められる世帯
 - ④経済的な理由により欠席日数が多い世帯

【援助内容】

学用品費、学校給食費、修学旅行費等

【申請に必要なもの】

就学援助申請書（教育委員会にあります）

【申請〆切】

平成27年3月31日（火曜日）（新1年生は4月末日）



提出及びお問い合わせ先

東峰村教育委員会（電話：72 - 2301）